

その他資料 1

教育こども部こども総務課

令和5年4月11日 議会運営委員会

「令和5年度生駒市一般会計補正予算(第2回)に係る専決処分の 申入れについて」の説明資料

1 専決処分の理由

国は食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うこととした。給付に当たっては、支払い金額を確定させるため、システムの改修や対象者の抽出等を行わなければならないが、可能な限り速やかに支給するよう求められているため専決処分をするもの。

2 事業の概要

	(1)低所得のひとり親世帯	(2)その他低所得の子育て世帯
対象児童数	900 人	1,000 人
給付事業費	45,000,000 円	50,000,000 円
給付事務費	4,546,000 円 (委託料 4,400,000 円) (消耗品等 146,000 円)	7,364,000 円 (委託料 2,200,000 円) (報酬・消耗品等 5,164,000 円)
事業費計	49,546,000 円	57,364,000 円
補助金	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 補助率:10/10(国)	

3 支給対象者

(1) 低所得のひとり親世帯

児童扶養手当受給者等

(2) その他低所得の子育て世帯

住民税均等割が非課税の子育て世帯